

科研費 ハンドブック

～より有効に使っていただくために～

(研究者用)

2021年度版



2021年(令和3年)6月

文部科学省研究振興局
独立行政法人日本学術振興会

まえがき

このハンドブックは、科研費による研究を行っている方、これから科研費に応募しようとしている方など、主に研究者の方々を対象として、科研費についての基本的な内容を分かりやすく解説したものです。

科研費への理解を深めていただき、より有効に使っていただくために、このハンドブックに必ず目を通してください。

科研費は国民の貴重な税金等でまかなわれています。科研費による研究を行っている方は、文部科学省・日本学術振興会が定めるルール及び各研究機関が定めるルールを遵守し、科研費の適正かつ効率的な使用に努めてください。

科研費ハンドブック目次

【はじめに】

1. 科研費とは？ 1
2. 科研費のルールは？ 4
3. 年間スケジュールは？ 5

【応募するとき】

4. 応募資格は？ 6
5. 応募時に注意することは？ 7
6. 審査は？ 9

【科研費で研究を行うとき】

7. 研究費はいつから使えるのか？ 11
8. 機関管理とは？ 12
9. 直接経費は何に使えるのか？ 13
10. 間接経費とは？ 16
11. 研究計画の変更は？ 17
12. 「補助金分」の使い方は？ 19
13. 「基金分」の使い方は？ 20
14. 研究期間中や終了後の評価は？ 21
15. 研究実績や成果の報告は？ 22
16. ルールに違反したら？ 26
17. 研究者が遵守すべき行動規範とは？ 27

【その他】

18. 科研費審査システム改革2018について 30
19. 最近の競争的研究費の主な制度改善について
. 31

1. 科研費とは？

人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「**学術研究**」（大学等の研究者の自由な発想に基づく研究）を対象とした唯一の「競争的研究費」です

＜我が国の科学技術・学術振興方策における「科研費」の位置付け＞



研究活動には、「研究者が比較的自由に行うもの」、「あらかじめ重点的に取り組む分野や目標を定めてプロジェクトとして行われるもの」、「具体的な製品開発に結びつけるためのもの」など、様々な形態があります。こうした研究活動のはじまりは、研究者の自由な発想に基づいて行われる「学術研究」にあります。科研費はこうした研究活動の基盤となる「学術研究」を幅広く支えることにより、科学の発展の種をまき芽を育てる上で、大きな役割を果たしています。

○科研費の「研究種目等」一覧

研究内容や規模などに応じて様々なカテゴリー（研究種目等）を設定しています

令和3(2021)年4月現在

研究種目等	研究種目の目的・内容	補助金・基金の別	
科学研究費			
特別推進研究	新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究であって、格段に優れた研究成果が期待される一人又は比較的少人数の研究者で行う研究（3～5年間（真に必要な場合は最長7年間） 2億円以上5億円まで（真に必要な場合は5億円を超える応募も可能））	補助金	
新学術領域研究 （研究領域提案型）	多様な研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成、設備の共用化等の取組を通じて発展させる（5年間 1領域単年度当たり1,000万円～3億円程度を原則とする） 【令和2(2020)年度公募以降、継続研究領域の公募研究のみ公募】	補助金	
学術変革領域研究	(A) 多様な研究者の共創と融合により提案された研究領域において、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化や若手研究者の育成につながる研究領域の創成を目指し、共同研究や設備の共用化等の取組を通じて提案研究領域を発展させる研究（5年間 1研究領域単年度当たり 5,000万円以上3億円まで（真に必要な場合は3億円を超える応募も可能）） (B) 次代の学術の担い手となる研究者による少数・小規模の研究グループ（3～4グループ程度）が提案する研究領域において、より挑戦的かつ萌芽的な研究に取り組むことで、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化につながる研究領域の創成を目指し、将来の学術変革領域研究（A）への展開などが期待される研究（3年間 1研究領域単年度当たり 5,000万円以下）	補助金	
基盤研究	(S) 一人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究 （原則5年間 5,000万円以上 2億円以下） (A) (B) (C) 一人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究 (A) 3～5年間 2,000万円以上 5,000万円以下 (B) 3～5年間 500万円以上 2,000万円以下 (C) 3～5年間 500万円以下 ※応募総額によりA・B・Cに区分	(S)	補助金
		(A)	
		(B)	
		(C)	基金
挑戦的研究	一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究 なお、（萌芽）については、探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究も対象とする （開拓）3～6年間 500万円以上 2,000万円以下 （萌芽）2～3年間 500万円以下	基金	
若手研究	博士の学位取得後8年未満の研究者（注）が一人で行う研究 （2～5年間 500万円以下）	基金	

○科研費の「研究種目等」一覧

令和3(2021)年4月現在

研究種目等	研究種目の目的・内容	補助金・基金の別
研究活動 スタート支援	研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者等が一人で行う研究（1～2年間 単年度当たり150万円以下）	基金
奨励研究	教育・研究機関や企業等に所属する者で、学術の振興に寄与する研究を行っている者が一人で行う研究（1年間 10万円以上 100万円以下）	補助金
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成	基金
研究成果公開促進費		
研究成果公開 発表	学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成	補助金
国際情報発信 強化	学協会等の学術団体等が学術の国際交流に資するため、更なる国際情報発信の強化を行う取組への助成	
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成	
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成	
特別研究員 奨励費	日本学術振興会特別研究員（外国人特別研究員を含む）が行う研究の助成（3年以内（特別研究員・CPD（国際競争力強化研究員）は5年以内））	補助金
国際共同研究加速基金		
国際共同研究 強化	（A）科研費に採択された研究者が半年から1年程度海外の大学や研究機関で行う国際共同研究。基課題の研究計画を格段に発展させるとともに、国際的に活躍できる、独立した研究者の養成にも資することを旨とする（1,200万円以下）【平成30(2018)年度公募以降改称】 （B）複数の日本側研究者と海外の研究機関に所属する研究者との国際共同研究。学術研究の発展とともに、国際共同研究の基盤の構築や更なる強化、国際的に活躍できる研究者の養成も旨とする（3～6年間 2,000万円以下）	基金
国際活動支援 班	新学術領域研究における国際活動への支援（領域の設定期間 単年度当たり1,500万円以下） 【平成30(2018)年度公募以降、新学術領域研究の総括班に組み込んで公募（平成31(2019)年度公募まで）】	基金
帰国発展研究	海外の日本人研究者の帰国後に予定される研究（3年以内 5,000万円以下）	

（注）博士の学位を取得見込みの者及び博士の学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと博士の学位取得後8年未満となる者を含む。

2. 科研費のルールは？

「応募ルール」、「評価ルール」、「使用ルール」の3つがありますので、それぞれのルールを遵守してください

○応募ルール：応募資格など、応募に関するルール

（「公募要領」の内容）

○評価ルール：事前評価（審査）、中間評価、事後評価 研究進捗評価等に関するルール

（「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」等の内容）

○使用ルール：交付された科研費の使用に関するルール

（交付決定時の「補助条件」や「交付条件」の内容）

- ・「補助金」により措置される種目と「基金」により措置される種目では使用ルールが異なることがありますので、「補助条件」（補助金種目）や「交付条件」（基金種目）など、対象となるルールをよく確認してください。



- ・「応募・評価・使用ルール」や科研費FAQは
科研費ホームページでご覧いただけます。

文部科学省：https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm

日本学術振興会：<https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>



- ・科研費のルールについて不明な点があれば、所属する研究機関を通じて文部科学省・日本学術振興会にお問い合わせください。

○科学研究費助成事業に関するご意見・ご要望の窓口が日本学術振興会のHPに開設されていますので、ご意見・ご要望があれば、以下のURLにアクセスして提出してください

https://www.jsps.go.jp/j-iken_youbou/index01.html



※競争的研究費に係る御意見・御要望の窓口が内閣府に開設されています。競争的研究費全般の使い勝手の改善のための御意見・御要望は、以下のURLにアクセスして提出してください。

<https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0098.html>



3. 年間スケジュールは？

できるだけ早く研究を開始できるよう、公募・審査などを行っています

○研究費を切れ目なく使用できるよう、2月の交付内定を目指しています

令和4(2022)年度公募より、公募開始時期・公募締切時期・内定時期が早まります。

(例) 「基盤研究(A)、(B)、(C)」、「若手研究」の、公募から交付内定までのスケジュール ※交付決定時期については公募要領に記載予定

令和4(2022)年度公募、内定時期

研究種目名	公募開始時期	公募締切時期	内定時期
基盤研究(A)	令和3年7月上旬	令和3年9月上旬	令和4年2月末
基盤研究(B)	令和3年8月上旬	令和3年10月上旬	令和4年2月末
基盤研究(C)	令和3年8月上旬	令和3年10月上旬	令和4年2月末
若手研究	令和3年8月上旬	令和3年10月上旬	令和4年2月末

※上記以外の研究種目についても、公募・内定時期の早期化を進めています。

日本学術振興会: https://www.jspss.go.jp/j-grantsinaid/06_jspss_info/g_210408/index.html



○「研究活動スタート支援」は、前年度の7月～10月の応募時期に応募できなかった研究者を支援するため、公募・審査の時期を別途設定しています

「研究活動スタート支援」のスケジュール

- ・公募の開始 前年度の3月1日
- ・応募の締切り 5月中旬

4. 応募資格は？

応募するためには、下記の①及び②を満たしていることが必要です

①応募時点において、研究機関(※)に所属し、次の要件を全て満たしていること

所属する研究機関から次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）において、「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること

<要件> ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること

イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）

ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）

（上記要件を満たすための条件や判断基準が、所属する研究機関の関連規程や個別契約等により別途定められている場合がありますので、必要に応じて所属する研究機関にご確認ください。）

(※) 科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関

- | | |
|----------------------------|------------------|
| 1) 大学及び大学共同利用機関 | 3) 高等専門学校 |
| 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの | 4) 文部科学大臣が指定する機関 |

②科研費やそれ以外の競争的研究費等で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、その年度に「交付の対象としないこと」とされていないこと

※「奨励研究」や「研究活動スタート支援」など、応募資格が異なる研究種目もありますので、応募に当たっては公募要領をよく確認してください。

5. 応募時に注意することは？

「公募要領」の内容をよく確認してください

○科研費は、研究者個人の独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものであり、研究計画の内容は応募する研究者独自のものでなければなりません

○次の3点については、応募の前に必ず行ってください

①応募資格の確認（P6「4. 応募資格は？」参照）

②研究者情報登録の確認

- ・研究者情報の登録や登録されている研究者情報の修正に係る手続は所属する研究機関がe-Radにより行うため、登録や修正の手続の詳細については、所属する研究機関の担当者に確認してください。

③e-RadのID・パスワードの取得

- ・所属する研究機関から、ID・パスワードが付与されます。

○応募の際には、特に次の点に注意してください

- ・複数の研究計画を応募する場合の不合理な重複・過度の集中の排除や重複応募の制限
- ・応募情報の入力漏れ、誤入力
- ・応募書類の様式の改変は不可
- ・研究組織に研究分担者を加える場合には、研究分担者本人及び研究分担者が所属する研究機関の承諾を得る手続が必要

○応募書類を電子申請システムを通じて提出した後の訂正、再提出はできません

研究組織を構成する「研究代表者」、「研究分担者」、「研究協力者」の定義は次のとおりです

○研究代表者（補助事業者）

補助事業の遂行に当たって全ての責任を持つ者

○研究分担者（補助事業者）

「研究代表者」とともに補助事業の遂行に責任を負う者

「研究代表者」から分担金の配分を受け、自らの裁量で研究費を使用することができる

○研究協力者（補助事業者ではない）

研究課題の遂行に当たって協力を行う者

- ・応募資格がない者であっても「研究協力者」になることができます。
- ・「研究協力者」は、科研費を主体的に使用することはできません。

※平成30(2018)年4月から、従来の連携研究者を廃止し、研究協力者と統合しました

(参考) 「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

- ・科研費への応募に当たっては、「統合イノベーション戦略2020」において「外国資金の受入について、その状況等の情報開示を研究資金申請時の要件」とすることとされたことを踏まえ、令和3(2021)年度科研費の公募より、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄に海外からの研究資金についても記入することを明確にしています。
- ・今後の科研費の応募に当たっては、競争的研究費のほか、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費などの記入にも御留意ください。

6. 審査は？

質の高い優れた研究課題を選定するため、研究者のピアレビュー（※）による審査を行っています

（※）ピアレビュー：同業者（peer）が審査すること（review）で、科研費においては、学術研究の場で切磋琢磨し「知の創造」の最前線を知る研究者が審査、評価を行っています。

○審査には8,000名以上の研究者が関与

・公正で優れた審査委員を選考するため、日本学術振興会では、科研費に採択された研究者を中心に登録している「審査委員候補者データベース（登録者数約136,000名）」を活用しています。

○審査終了後、科研費ホームページにおいて審査委員の氏名等を公開

○不採択となった研究課題の審査結果の開示

- ・「総合審査」を行う特別推進研究や基盤研究（S・A）、挑戦的研究（開拓・萌芽）等では、おおよその順位や審査結果の所見などを開示しています。
- ・「2段階書面審査」を行う基盤研究（B・C）、若手研究等では、おおよその順位、評定要素ごとの審査結果及び定型所見などを開示しています。

○審査の検証

・審査の公正性の観点から、書面審査及び合議審査について、利益誘導の有無や審査規定（ルール）に基づいた審査の実施状況等についての検証・分析を行っています。検証の結果、利益誘導を行っている、あるいは審査規定（ルール）に基づかない審査を行ったと認められる審査委員については、次年度以降の審査委員選考の際に当該結果を適切に反映させています。

○審査方針・基準の公開

・審査・評価に関する情報は、文部科学省、日本学術振興会の科研費ホームページでご覧いただけます。

文部科学省：https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1284403.htm

日本学術振興会：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/03_shinsa/index.html

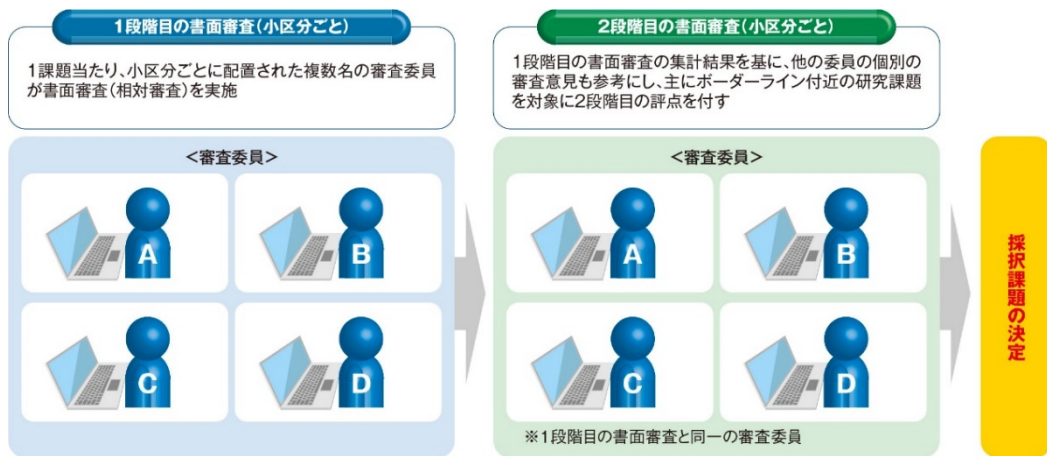


科研費の審査は研究者の方々に支えられています。審査に関する依頼があった場合には積極的な協力をお願いします。

○審査方式（「2段階書面審査」及び「総合審査」）

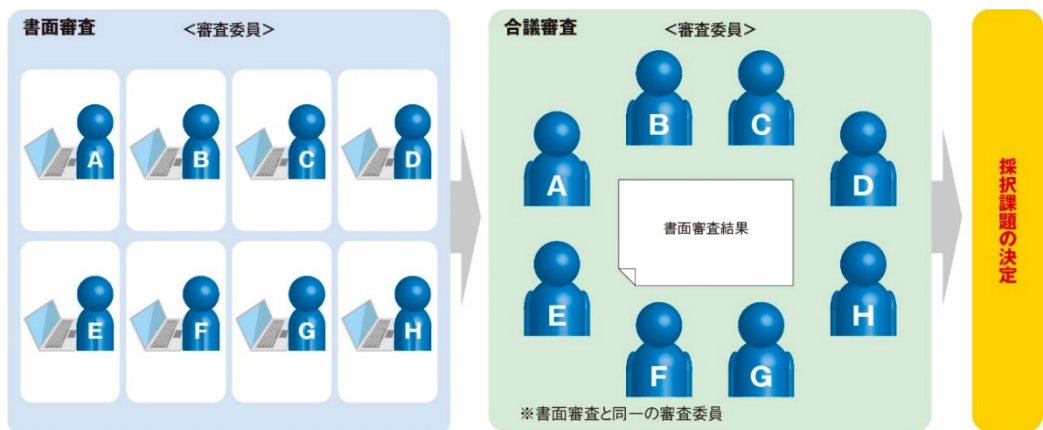
平成30(2018)年度助成（平成29(2017)年9月公募）からは、新たな審査方式により審査を実施しています。

【2段階書面審査】（例）－「**基盤研究（B・C）**」、「**若手研究**」
「**基盤研究（B）**」は1課題当たり6名の審査委員が、「**基盤研究（C）**」、「**若手研究**」は1課題当たり4名の審査委員が審査を実施します。



【総合審査】（例）－「**基盤研究（A）**」、「**挑戦的研究**」

1課題当たり6名から8名の審査委員が配置され、応募された全ての研究課題について書面審査及び多角的でより丁寧な合議審査を実施します。
なお、応募件数が多い場合には、プレスクリーニング（事前の選考）（挑戦的研究のみ）や応募研究課題の機械的分割を活用し、審査を行います。



※「**基盤研究（S）**」の審査では、「**総合審査**」に加え、専門性に配慮するため、専門分野に近い研究者が作成する審査意見書を活用。

7. 研究費はいつから使えるのか？

科研費は、初年度の内定通知日（※）から最終年度の終わりまで、途切れることなく使用できます

項目	補助金分	基金分
研究開始 (内定通知(※)) (注1、2)	新規課題: 4月1日 (一部の種目の新規課題を除く)	
	継続課題: 4月1日	継続課題: 研究期間中であれば、年度の区切りにとられない
	○内定通知日(※)以降であれば、科研費の送金・受領前であっても必要な契約等(物品の購入、研究協力者の雇用等)を行い、実際の研究活動を始めることができます	
研究に必要な物品の納品や役務の提供などの期限	各年度の3月31日	研究期間内であれば、年度を超えた使用が可能
	○詳細は、所属する研究機関にお尋ねください	
その他	補助事業期間終了後に未使用額が生じている場合は、その分を返還すること	
	○未使用額の返還により、その後の科研費の審査に不利益が生じることはありません	

(※)令和3年度補助事業の取り扱いとなります。令和4年度の補助事業については別途通知します。

(注1) 研究機関への研究費の送金時期は、前期分は7月頃、後期分は10月頃です。
(基金分の2年度目以降は年度当初に前期分を送金します。)
必要な経費は、研究機関が研究費受領後に支出するか、または研究機関が立て替えて研究費受領後に精算することとなります。詳細は、所属する研究機関にお尋ねください。

(注2) 国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(A)、帰国発展研究)の新規課題の場合、研究を開始することができるのは、内定通知日からではなく、交付申請書を提出した日からとなりますので注意してください。

8 . 機関管理とは？

科研費の管理や諸手続は、全て研究機関が行うこととして
います

<研究機関による管理を行う理由>

①研究者の負担を軽減するためです

- ・研究者は研究に専念することができます。

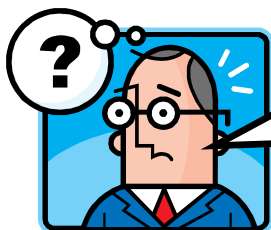


②意図せぬルール違反を防止するためです

- ・経理事務等に精通していない研究者による「うっかりミス」を防止することができます。

○研究費の使用に際しては、使用ルールである「補助条件」「交付条件」や所属する研究機関が定める会計ルールに従ってください

- ・物品の調達等について以下のような不明な点があれば、所属する研究機関の科研費の管理担当者等に相談してください（契約や調達等に関するルールは各研究機関において定めるものとしており、科研費制度で一律に定めることは行っていません）。



- ✓ 教員発注は認められているのか？
- ✓ 納品検収の方法は？
- ✓ 支払方法は前払いか？
それとも完了払いか？ etc...

9. 直接経費は何に使えるのか？

直接経費は、補助事業である研究課題の遂行に必要な経費（物品の購入費、旅費、人件費・謝金、その他の経費）について、幅広く使用することができます

- 直接経費は「採択された研究課題の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。）」について幅広く使用することができます
- 直接経費から支出が認められない経費として、以下のようなものがあり、使用ルールで明記するなど注意喚起しています
 - ・ 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる据付等のための経費を除く）
 - ・ 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - ・ 研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金
 - ・ その他、間接経費を使用することが適切なもの
- 研究代表者や研究分担者は、補助事業者として、その経費支出に関する判断や使途に関する説明責任を負います
- 研究費の使用に当たっては、使用ルールや所属する研究機関が定めるルールに従って使用することは元より、科学研究のために交付されている直接経費から支出することが社会通念に照らし妥当であるか、直接経費使用の優先度として適当かといった点も考慮してください

一定の要件下で、他の経費との合算使用が可能です
他の経費との合算使用や設備の共用化等の取組を通じて、
科研費の効果的・効率的使用に努めてください

○直接経費に、使途に制限のない他の経費を加えて補助事業に
使用することができます

○直接経費と科研費以外の他の経費（使途に制限のあるもの）との合
算は、使用区分を明らか（注1）にした上で可能です

○科研費の直接経費同士の合算は、使用区分を明らかにする場
合のほか、令和2（2020）年度から、一定の条件の下、負担額
及びその算出根拠等を明らか（注2）にする場合にも可能とな
りました

（注1）旅程（往復の別）、購入数量、エフォートなど、それぞれの経費で使用
する数量等が客観的に明確な場合を指します。

（注2）使用割合（見込）や課題数、事業期間（見込）など、合理的に経費の区
分けをした根拠を整理し、説明できる場合を指します。

○共用化する設備については、科研費同士の合算だけでなく、合算して設備を購入することが可能な研究費制度（注3）の経費を直接経費に加えて購入することもできます



（注3） 下記URL参照。

「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」

https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf

<設備の共用化イメージ>

（例：科研費同士の合算の場合）



○科研費で購入した設備については、その研究に支障がない限り、別の研究でも使用することができます

○所属する研究機関が定めるルールに従う必要があります
合算使用の際は事前に所属する研究機関に相談してください

10. 間接経費とは？

科研費の交付を受けた研究活動を支援するとともに、研究環境を整備するための研究機関向けの資金です

○間接経費は、直接経費に対して一定比率で交付される研究機関のための経費です

- ・直接経費とは別に、直接経費の30%相当額が間接経費として措置されます。

○競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用することとされています

<間接経費の使用例>

- ・人件費（研究代表者・研究分担者の人件費として使うことも、禁止されていません）
- ・設備の共用のための技術職員の配置、共用設備の整備
- ・施設費（整備費、管理費など）
- ・設備費（購入費、運用経費など）
- ・図書館費（施設整備費、維持費、管理のための経費）
- ・学術誌の購読費や論文投稿費（論文処理費）
- ・共用して使用するコピー機・プリンタなどの消耗品費
- ・研究の広報活動費
- ・競争的研究費に関する管理事務の必要経費
- ・特許出願費用、弁理士費用、審査請求費用など

1 1. 研究計画の変更は？

研究の進展に応じ、次のような変更を自由に行えます
(日本学術振興会への申請又は届出は**不要**)

○直接経費の使用内訳の変更（総額の50%の範囲内）

- ・各費目（物品費、旅費、人件費・謝金、その他）のそれぞれについて、直接経費の総額（※）の50%（直接経費の総額の50%が300万円以下の場合は、300万円まで）の範囲内で、自由に変更できます。

※ 補助金分 : 年度ごとの交付決定額

基金分 : 複数年度にわたる研究期間全体の交付決定額

○交付申請書に記載された次の事項の変更

- ・「役割分担等」、「直接経費（分担金の研究者別内訳）」（分担金の額の変更）、「研究実施計画」、「主要な物品の内訳」等

※科研費では、交付申請書に記載の研究目的の範囲内であれば、日本学術振興会への申請などを行うことなく、既に実施中の研究計画を一部変更することも想定しています
ただし、あくまで当初の研究目的を達成するために効果的に研究を行う観点から適切に判断してください



次のことについても、手続を経て変更を行えます
(日本学術振興会への申請又は届出が**必要**)

○直接経費の使用内訳の大幅な変更

- ・各費目の額を、直接経費の総額(※)の50%(直接経費の総額の50%が300万円以下の場合は、300万円)を超えて変更しようとする場合は事前に手続が必要です。

※ 補助金分 : 年度ごとの交付決定額
基金分 : 複数年度にわたる研究期間全体の交付決定額

○研究分担者の追加・削除

- ・例えば、同じ研究組織に参画していて「研究分担者」から「研究協力者」に変更しようとする場合は「研究分担者の削除」に該当しますので、注意してください。

○産前産後休暇又は育児休業による研究期間の延長

○海外における研究滞在等による研究期間の延長

- ・海外における研究滞在等の期間に応じて柔軟に研究中断し、研究期間を延長することができます。

○研究代表者が所属する研究機関の変更

- ・ただし、科研費の対象となる研究機関以外へ変更する場合、科研費による研究継続は認められません。

○補助事業期間の延長

- ・基金分の種目は、最終年度に補助事業延長承認申請手続を行うことにより、1年間(※)補助事業期間を延長できます。(補助金種目の場合には、繰越申請手続が必要です。)

※国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(A))については、交付申請した日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日まで、補助事業期間を延長することができます。

12. 「補助金分」の使い方は？

年度ごとに交付決定されるため、年度ごとに研究費を使用する必要があります。一定要件を満たす場合には、前倒し使用や翌年度における使用などができます

○補助金分は、研究期間が複数年度にわたっていても、年度ごとに当該年度分の研究費についてのみ交付内定・交付決定を行います

○交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由により研究の完了が見込めない場合、手続きの上、研究費を翌年度に繰り越して使用することができます

- ・研究期間の初年度や最終年度でも、繰越事由に該当すれば、繰越しは可能です。
- ・繰り越して前年度から実施する研究課題と、新たに応募しようとする研究課題の間に重複応募制限はありません。
- ・「繰越申請」についての詳細は以下のホームページをご覧ください。

文部科学省：https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1299857.htm

日本学術振興会：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/rule.html#kurikoshi



○「調整金」を活用することにより、「補助金分」の前倒し使用や一定要件を満たす場合の次年度使用が可能です

- ・「調整金」についての詳細は以下のホームページをご覧ください。

文部科学省：https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1330870.htm

日本学術振興会：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/rule.html#tyousei



13. 「基金分」の使い方は？

複数年で交付決定されるため、研究の進捗に合わせて、年度の区切りにとらわれずに研究費を使用できます

- 基金分は、複数年度の研究費が一括して予算措置されるため、初年度に、複数年度にわたる研究期間全体の研究費について交付内定・交付決定を行います
- 研究の進捗に合わせた研究費の前倒し使用が可能です
- 事前の手続なく、補助事業期間内での研究費の次年度使用が可能です
- 補助事業期間内での、年度をまたぐ物品の調達が可能です

令和3(2021)年度時点において、基金から措置される種目は以下のとおりです。

- ・基盤研究(C)
- ・挑戦的研究(開拓・萌芽)
- ・若手研究(B)
- ・若手研究
- ・研究活動スタート支援
- ・特別研究促進費
- ・国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(A・B)、帰国発展研究、国際活動支援班)
- ・基盤研究(B)(応募区分「特設分野研究」の研究課題)

1 4. 研究期間中や終了後の評価は？

自己評価の実施や第三者による評価を受けることで、これまで行ってきた研究の見直しや新たな研究の発展につなげることができます

- 全ての研究課題について、毎年度終了後（研究実績報告書等作成時）に「自己評価」を行っていただきます
- 特別推進研究、基盤研究（S）については、研究期間の中間年度に書面又はヒアリング等により「中間評価」を行うとともに、研究終了翌年度に書面により「事後評価」を行います
 - ※平成29（2017）年度以前に採択された特別推進研究、基盤研究（S）については、研究期間の最終年度の前年度に「研究進捗評価」を行います。
 - ※特別推進研究については、平成30（2018）年度以降、研究期間終了から3年度目に、「追跡調査」を行います。
- 新学術領域研究は、書面及びヒアリング等により、領域設定期間の3年度目に「中間評価」、領域設定期間終了年度の翌年度に「事後評価」を行います
- 学術変革領域研究（A）は、書面及びヒアリング等により、領域設定期間の4年度目に「中間評価」、領域設定期間終了年度の翌年度に「事後評価」を行います
- 上記の「自己評価」、「研究進捗評価」、「中間評価」及び「事後評価」の結果は、「科学研究費助成事業データベース（KAKEN）」を通じて公開されます



15. 研究実績や成果の報告は？

研究実績や成果を報告し公開することは、研究成果の社会における活用を促進し、科研費制度について国民の理解を深める上で重要です

○「実績報告」を行う義務があります

- ・研究を完了したときや、年度が終了したとき（繰越しが認められた場合）には、所定の様式により実績報告を行ってください。
- ・基金分の科研費については、年度ごとの報告として実施状況を報告していただき、研究期間終了後に実績報告を行っていただきます。

○「研究成果の報告」も行う義務があります

- ・研究期間が終了したときには、「研究成果報告書」を提出してください。

○科研費は、国民から徴収された税金等でまかなわれるものであり、研究者は、その実績や成果を社会・国民にできるだけ分かりやすく説明することが求められています

○提出された「研究実績報告書」、「研究実施状況報告書」及び「研究成果報告書」は、国立情報学研究所の「科学研究費助成事業データベース（KAKEN）」を通じて公開されます

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

科学研究費助成事業データベース（KAKEN）は、国立情報学研究所が文部科学省、日本学術振興会と協力して作成・公開しているデータベースです

○KAKENには、次の情報が収録され、広く一般に公開・利用されています

国立情報学研究所 科学研究費助成事業データベース（KAKEN）
<https://kaken.nii.ac.jp>

（更新スケジュールは目安です。また、研究種目によって掲載内容・時期が異なります）

○採択課題情報（交付内定時：4月下旬頃、交付決定時：7月頃に更新）

- ・「研究課題名」、「研究代表者所属・職・氏名」、「研究の概要^{※1}」、「配分額」等の情報を公開

※1 研究開始時における研究の内容を分かりやすく社会・国民に提供するため、交付申請書の「研究の概要」欄の内容を公開しています

○実施状況報告・実績報告・研究成果報告情報

- ・「研究実績の概要」、「現在までの進捗状況」や「今後の研究の推進方策」といった毎年行う自己評価、論文等の研究成果^{※2}の情報を公開（11月上旬～12月下旬頃に更新）
- ・研究成果報告書をPDFで公開（1月～3月頃に更新）

※2 雑誌論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）を公開することで、KAKENから掲載論文へアクセスできるようにしています

○審査・評価情報

- ・「審査結果の所見」を公開
- ・中間評価、研究進捗評価、事後評価を行った際の報告書やその結果をPDFで公開

研究成果を発表したら、科研費により得た研究成果であることを必ず表示してください（謝辞を忘れずに）

○科研費により得た研究成果を発表する場合は、科研費により助成を受けたことを必ず表示してください

○Acknowledgment（謝辞）に、科研費により助成を受けた旨を記載する場合には「JSPS KAKENHI Grant Number JP8桁の課題番号」（「JSPS科研費JP8桁の課題番号」）を必ず含めてください

この記載方法を必ず守ってください。

○Acknowledgment（謝辞）の記載例は次のとおりです

・論文に関する科研費が一つの場合（課題番号「12K34567」）

【英文】

This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Number JP12K34567.

【和文】

本研究はJSPS科研費 JP12K34567の助成を受けたものです。

・論文に関する科研費が複数（三つ）の場合
（課題番号「xxxxxxx」 「yyyyyyyy」 「zzzzzzz」 ）

【英文】

This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Numbers JPxxxxxxx, JPyyyyyyy, JPzzzzzzz.

【和文】

本研究はJSPS科研費 JPxxxxxxx, JPyyyyyyy, JPzzzzzzzの助成を受けたものです。

※科研費の各研究種目の英語名称は、以下のURLをご確認ください。

日本学術振興会：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/01_shumoku/index.html



○科研費による研究成果を広く一般に公表する場合等において、研究者個人の見解である旨を記載する際の記載例は次のとおりです

【英文】

Any opinions, findings, and conclusions or recommendations expressed in this material are those of the author(s) and do not necessarily reflect the views of the author(s)' organization, JSPS or MEXT.

【和文】

本研究の成果は著者自らの見解等に基づくものであり、所属研究機関、資金配分機関及び国の見解等を反映するものではありません。

○科研費による研究成果を学会やシンポジウム等において公表されるときには、「科学研究費助成事業ロゴタイプ」を積極的に使用してください

科学研究費助成事業ロゴタイプ

ロゴタイプは以下のホームページからダウンロードできます。

文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1321563.htm

日本学術振興会

https://www.jspss.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/07_kakenhilogo/index_kakenhi_logo.html



○科研費論文は原則としてオープンアクセス化することとしています

日本学術振興会は、論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定めており、日本学術振興会が交付する科研費をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることとしています。

なお、著作権等の理由や、所属機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理由により、オープンアクセス化が困難な場合はこの限りではありません。

日本学術振興会（実施方針）：https://www.jspss.go.jp/data/Open_access.pdf



○researchmapへの、研究成果を含む研究者情報の積極的な登録をお願いします

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースであり、登録した業績情報は、インターネットにより公開が可能であるほか、e-Rad や多くの大学の教員データベース等とも連携しています。政府全体でも更に活用していくこととされているため、researchmap への研究者情報の積極的な登録をお願いします。

16. ルールに違反したら？

ルールに従って正しく使用しないと、科研費の交付制限や返還、応募制限のペナルティ、刑事罰が科せられることがあります

◆不正使用：

架空発注により業者に預け金を行ったり、謝金や旅費などで実際に要した金額以上の経費を請求したりするなど、故意若しくは重大な過失によって研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用を行うこと

- ・研究費の返還：一部又は全部の返還
- ・応募資格の停止：1～10年（不正使用した本人・それを共謀した者・不正使用された研究費の管理責任者）

◆不正受給：

別の研究者の名義で応募を行ったり、応募書類に虚偽の記載を行ったりするなど、偽りその他不正な手段により研究費を受給すること

- ・研究費の返還：全額の返還
- ・応募資格の停止：5年（受給した本人・それを共謀した者）

◆不正行為：

発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用を行うこと

- ・研究費の返還：一部又は全部の返還
- ・応募資格の停止：1～10年（不正行為に関与したと認定された本人・不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者）

○既に採択されている課題についても交付が停止されるとともに、分担金を配分されている研究分担者も、その分担金の配分を受けができなくなります。

○原則として、不正が認定された研究者の氏名を含む不正の概要を公表します。

○科研費以外の競争的研究費等においても応募・参画が制限されることがあります。

**不正な受給や使用、研究遂行上の不正行為は、学術研究全体の信頼を損ねることにつながりかねません。
公的研究費を使用している者として、研究者倫理の自覚の下に研究活動に従事することが重要です。**

17. 研究者が遵守すべき行動規範とは？

○科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公正で誠実な研究活動を行うことが不可欠です

日本学術会議「科学者の行動規範一改訂版一」（うち、I. 科学者の責務）や、日本学術振興会「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」（特に、Section I 責任ある研究活動とは）の内容について、十分留意してください。

【日本学術会議「科学者の行動規範一改訂版一」（平成25年（2013年）1月25日）より抜粋】

I. 科学者の責務

（科学者の基本的責任）

1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（科学者の姿勢）

2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の科学者）

3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（科学研究の利用の両義性）

6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

日本学術会議 科学者の行動規範一改訂版一 : <http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/>



【日本学術振興会「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」】

（日本語版（テキスト版））（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）：
<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>



○研究倫理教育及びコンプライアンス教育の受講等

研究代表者及び研究分担者は、所属する研究機関が実施する研究倫理教育やコンプライアンス教育の受講等により、研究者等に求められる倫理規範等を修得した上で、研究活動を実施してください。

○交付申請・支払請求時に、研究倫理教育の受講等の状況を確認します

電子申請システムによる交付申請・支払請求時に、研究代表者及び研究分担者の研究倫理教育の受講等の状況を確認しています。所属する研究機関の研究倫理教育の受講等の方針に従って、研究倫理教育の受講等を必ず行ってください。

なお、日本学術振興会では、研究倫理教育教材として「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」（Green Book）や、Green Bookを基にしたe-learning「研究倫理eラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]）」を提供していますので、適宜活用してください。

日本学術振興会: <https://www.jpsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>



○研究インテグリティの確保について

- ・学術の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性等が指摘されています。
- ・そのため、特に国際的な連携を行う際には、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たしていくことに十分に留意するとともに、所属機関や研究資金配分機関の規程等に則り、必要な情報の報告・申告を適切に行ってください。
- ・詳細は以下のホームページをご覧ください。
「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日）

内閣府: <https://www8.cao.go.jp/cstp//tougosenryaku/9kai/9kai.html>



研究内容によっては、法令や指針等に基づいて必要な手続きが定められている場合があります

※下記以外にも、研究内容によって法令や指針等が定められている場合があります。

研究計画に含まれる研究内容	関係法令及び指針等
人を対象とする生命科学・医学系研究	○人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針
特定胚の取扱いを含む研究	○ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律 ○ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則 ○特定胚の取扱いに関する指針
ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究	○ヒトES細胞の樹立に関する指針 ○ヒトES細胞の分配機能に関する指針 ○ヒトES細胞の使用に関する指針
ヒトiPS細胞等からの生殖細胞の作成を含む研究計画	○ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針
生殖補助医療研究	○ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 ○ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針
遺伝子治療等臨床研究	○遺伝子治療等臨床研究に関する指針
遺伝子組換え実験を含む研究	○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法) 等
病原体等を使用する研究を含む研究計画	○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
動物実験を含む研究	○研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針
非居住者若しくは外国への提供が規制されている技術の提供又は貨物の輸出を含む研究	○外国為替及び外国貿易法 等
海外の生物サンプルの採取、持ち込み、購入や受取を含む研究	○遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公平かつ衡平な配分に関する指針 等
社会的コンセンサス(関係者の同意・協力)を得る必要がある研究 個人情報取扱いに配慮する必要がある研究	○個人情報の保護に関する法律 等

18. 科研費審査システム改革2018 について

審査の質を高め、より独創的な研究を振興することを目指し、平成30(2018)年度助成(平成29(2017)年9月公募)から、新たな「審査区分」と「審査方式」を導入しました。

- 平成29(2017)年度以前の「系・分野・分科・細目表」を廃止し、「小区分」、「中区分」、「大区分」で構成される新たな「審査区分表」で審査を行っています。
- 平成29(2017)年度以前に実施していた、異なる審査委員が書面審査と合議審査を行う2段階審査方式から、同一の審査委員が書面審査と合議審査を行う「総合審査」方式と、同一の審査委員が書面審査を2回行う「2段階書面審査」方式を導入しました(研究種目によって異なる審査方式となります)。

詳細は以下のURLをご確認ください。

文部科学省(科研費改革の動向) : https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1362786.htm



「科研費審査システム改革2018」の概要

科研費の公募・審査の在り方を抜本的に見直し、
多様かつ独創的な学術研究を振興する

従来の審査システム(平成29年度助成まで)

**最大400余の細目等で
公募・審査**

細目数は321、応募件数が最多の「基盤研究(C)」はキーワードによりさらに細分化した432の審査区分で審査。

基盤研究(S)
基盤研究(A)
(B)
(C)
若手研究(A)
(B)

- ほとんどの研究種目で、細目ごとに同様の審査を実施。
- 書面審査と合議審査を異なる審査委員が実施する2段階審査方式。

※「独創的専攻研究」を発展・見直し、平成29年度公募から新設した「独創的研究」では、「中区分」を使用するとともに「総合審査」を先行実施。

「分科細目表」を廃止

新たな審査システムへ移行

新たな審査区分と審査方式

大区分(11)で公募・審査
中区分を複数集めた審査区分

基盤研究(S)

中区分(65)で公募・審査
小区分を複数集めた審査区分

基盤研究(A)

挑戦的研究

小区分(306)で公募・審査
これまで醸成されてきた多様な学術に対応する審査区分

基盤研究(B)

(C)

若手研究

平成30年度助成(平成29年9月公募)へ

「総合審査」方式—より多角的に—

個別の小区分にとらわれることなく審査委員全員が書面審査を行ったうえで、同一の審査委員が幅広い視点から合議により審査。
※基盤研究(S)については、「審査意見書」を活用。

- 特定の分野だけでなく関連する分野からみて、その提案内容を多角的に見極めることにより、優れた応募研究課題を見出すことができる。
- 改善点(審査コメント)をフィードバックし、研究計画の見直しをサポート。

「2段階書面審査」方式—より効率的に—

同一の審査委員が電子システム上で2段階にわたり書面審査を実施し、採否を決定。

- 他の審査委員の評価を踏まえ、自身の評価結果の再検討。
- 会議体としての合議審査を実施しないため審査の効率化。

注) 人文社会・理工・生物等の「系」単位で審査を行っている大規模研究種目(「特別推進研究」、「新学術領域研究」)の審査区分は基本的に従来どおり実施する。審査方式については、当該種目の見直し進捗を踏まえて逐次改善する予定。

19. 最近の競争的研究費の主な制度 改善について

○科研費により雇用されている「若手研究者」の自発的な研究活動について

- ・ 科研費被雇用者の若手研究者のうち下記の条件を満たしている者は、各研究機関における必要な手続を経た上で、雇用元の科研費の業務に充てるべき勤務時間において自発的な研究活動等を行うことが可能です。この場合には、研究代表者として応募することができるほか、研究分担者になることもできます。
- (1) 若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること
- (2) 研究代表者等が、雇用元の科研費の推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること
- (3) 研究代表者等が、雇用元の科研費の推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること（雇用元の科研費の研究課題に従事するエフオーの20%を上限とする）

【参考】「令和2(2020)年度の科学研究費助成事業(科研費)の変更点等について」
(令和2年3月19日)

日本学術振興会:https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/g_200316/index.html



○競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費の支出について

- ・ 研究活動に専念できる時間を拡充するために、研究代表者・研究分担者の研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)を直接経費から支出することが可能となりました(バイアウト制度)。
- ・ 科研費では令和3(2021)年度以降、以下の種目においてバイアウト経費を支出することを可能とします。バイアウト経費の支出を希望する場合は、所属する研究機関の構築した仕組みにのっとり、研究機関と研究代表者(又は研究分担者)の合意に基づいて実施することとなります。

【バイアウト制度の対象となる種目】

特別推進研究、学術変革領域研究、新学術領域研究(研究領域提案型)(『学術研究支援基盤形成』は除く)、基盤研究、挑戦的研究(挑戦的萌芽研究を含む)、若手研究(若手研究(A・B)を含む)、研究活動スタート支援、国際共同研究強化(B)、帰国発展研究(国内の研究機関に所属した後に限る)、特別研究促進費

【参考】「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費の支出について」

文部科学省:https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00003.htm



《MEMO》

問合せ先（原則、所属する研究機関を通じてお問い合わせください。）

文部科学省 研究振興局（学術研究助成課）

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話 03-5253-4111(代)(内線4094,4087,4091)

ホームページアドレス https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm



**独立行政法人日本学術振興会 研究事業部（研究助成企画課・
研究助成第一課・研究助成第二課）**

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

電話 03-3263-0964,4796,0976,1431

ホームページアドレス <https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

